

橿原市移動等円滑化基本構想



住む人も 訪れる人も
だれもが活動しやすい
歴史あふれるまち 人にやさしいまち
かしはら

平成22年3月
橿原市

はじめに



急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が重視され、誰もが自立した社会生活を実現でき、安全・安心・快適に暮らせる環境づくりが強く求められています。

このような社会的背景から、本市では、平成18年度に制定されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき「橿原市移動等円滑化基本構想」を策定しました。

この構想では、公共交通機関、公共福祉施設、商業・業務施設が集積している近鉄大和八木駅・近鉄八木西口駅・JR 畷傍駅周辺から県立医大、今井町、かしはら万葉ホールを含む本市の中心市街地を重点整備地区と定め、高齢者や障がい者を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全におこなえるようバリアフリー化を重点的・計画的・一体的に進めるための基本構想を策定して、中南和の玄関口としてふさわしい地区の実現化を目的としています。

今後は、この構想に基づき、市民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、ハード、ソフト両面のバリアフリー化事業の充実を図り、『快適な生活を育むまち 橿原』の実現に取り組んで参ります。

最後に、この構想の策定にあたり、ご尽力をいただきました関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、今後ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

橿原市長 森 下 豊

目次

1. 橿原市移動等円滑化基本構想の策定について	1
2. バリアフリー新法の概要	3
3. 現況の把握	6
4. 上位関連計画の把握	12
5. 移動等円滑化の基本的な方針	16
6. 重点整備地区の基本方針	21
7. 重点整備地区の範囲の設定	23
8. 生活関連施設・生活関連経路の設定	25
9. 実施すべき特定事業等	28
10. 橿原市移動等円滑化基本構想の実現に向けた推進体制	59
参考資料 1: 重点整備地区の課題	参-1
参考資料 2: アンケート調査結果	参-18
参考資料 3: 橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会 会員名簿	参-23
参考資料 4: 橿原市移動等円滑化基本構想策定協議会 要綱	参-24

1. 橿原市移動等円滑化基本構想の策定について

1) 基本構想策定の背景と目的

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障がい者等も含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。そこで、平成18年12月20日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。この法律では、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。

一方、橿原市は、京都、大阪、名古屋方面の結節点となる近鉄大和八木駅など、13もの駅を有していますが、特急停車駅である近鉄大和八木駅のバリアフリー化は進んでおらず、駅周辺の公共施設や奈良県立医科大学等の公共福祉医療施設、民間施設、今井町重伝建地区およびこれらをネットワークする経路上においてもバリアフリー上の課題を有しており、市民が利便性や快適性を享受できる橿原市の拠点として課題解決に向けた政策の実行が求められています。

橿原市移動等円滑化基本構想の策定は、高齢者・障がい者等を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全におこなえるようバリアフリー化を計画的に進め、中南和の玄関口としてふさわしい地区を実現することを目的としています。

2) 基本構想の位置づけ

本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するものです。また、「橿原市第3次総合計画」「橿原市都市計画マスタープラン」等上位計画や「障がい者・高齢者福祉関連計画」等の関連計画との整合を図るとともに、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を遵守した計画とします。

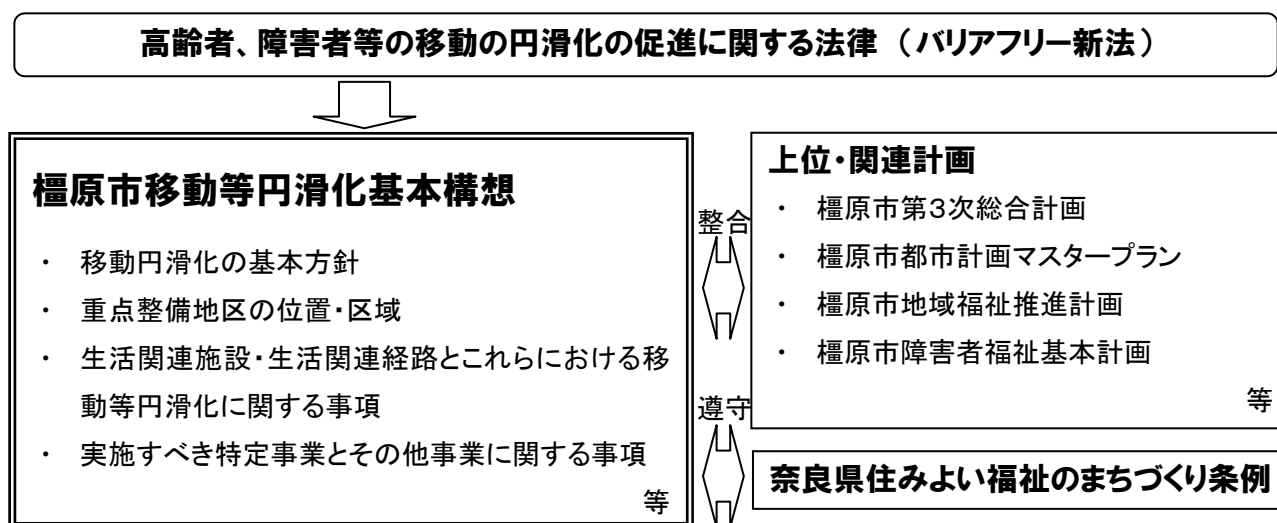
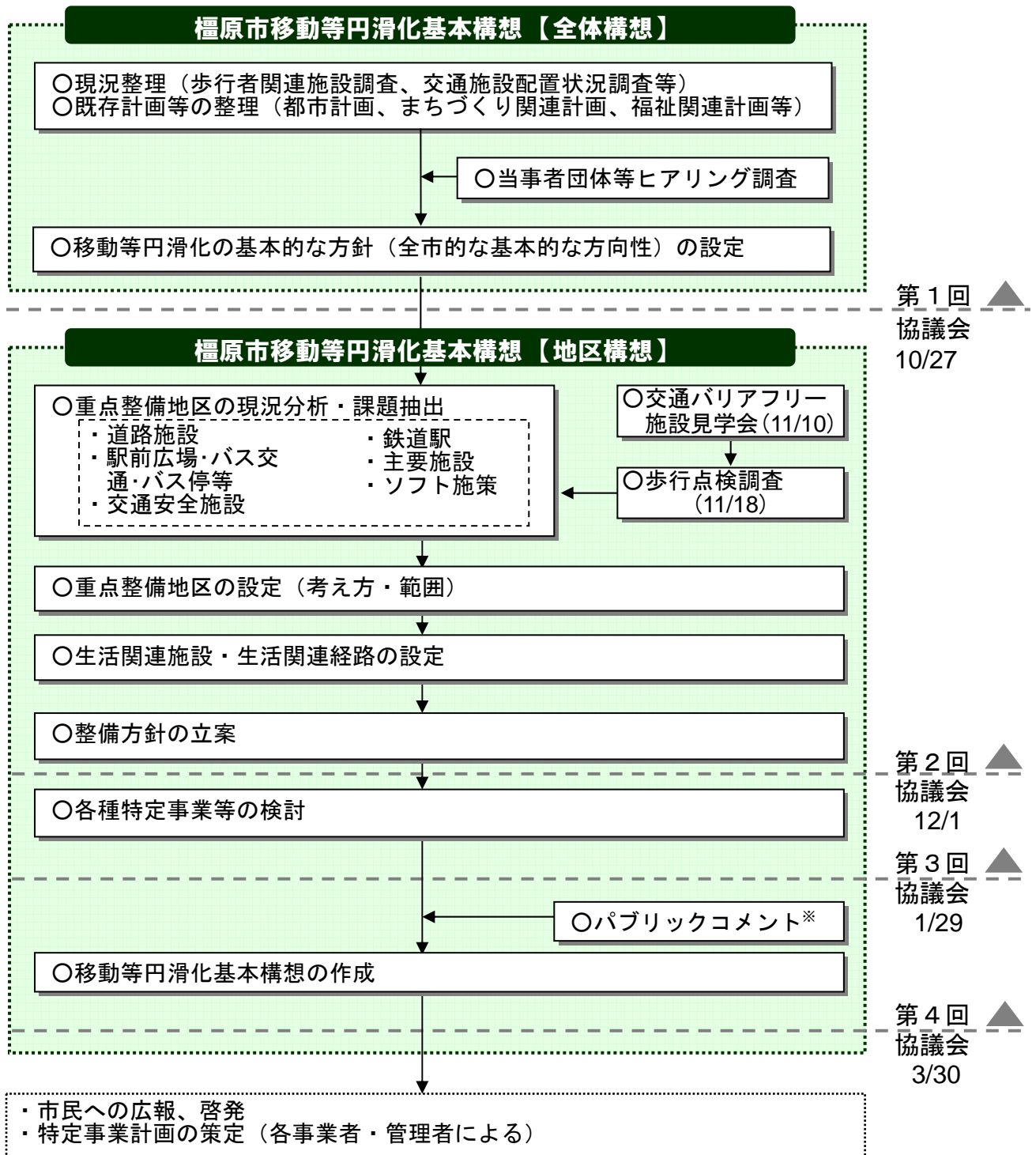


図 基本構想の位置づけ

3) 検討の進め方



※行政が計画等を定めようとするときに、それを定める前に一定の意見提出期間を定めて、その間に広く一般に意見を求めること。

図 検討の進め方

2. バリアフリー新法の概要

1) バリアフリー新法の概要

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

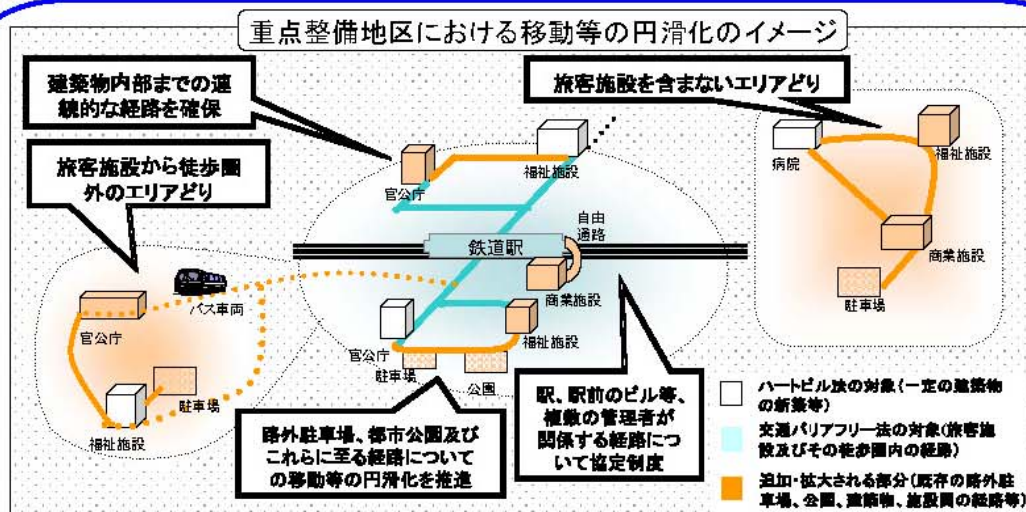


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

※国土交通省ホームページ参照：<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree.html>

2)基本構想の策定について

(1)基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- ・ 基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る
- ・ パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ(継続的・段階的な改善)

- ・ 基本構想を作成することをゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める

③ 心のバリアフリー

- ・ バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取り組み(心のバリアフリー)
- ・ 作成プロセスにおける住民の理解と協力を留意すること、普及啓発事業(バリアフリー教室など)の実施や基本構想への位置づけ など

(2)基本構想作成の効果

- ◆旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現につながる(予算確保を含む)
- ◆高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握につながる
- ◆住民への意識啓発につながる
- ◆事業者間の相互理解や連携が進む など

(3)基本構想の内容

①一般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画等との整合

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画等

○地域特性への配慮

特有の気候・気象条件、観光地、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地域など

②基本構想に明示すべき事項について

1:重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

(基本構想の位置づけ、構想の期間、基本構想を作成する背景・理由、重点整備地区の特徴)

2:重点整備地区の位置・区域

3:生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

(事業の可否ではなく、実態に即して客観的に選定する。事業実施の有無にかかわらずネットワークのあり方を決定する。)

4:実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

(生活関連施設・生活関連経路に位置づけた施設のうち、「特定事業」または「その他の事業」を実施する施設について、事業の種類ごとに概ねの事業内容(対象施設・整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期 等)を記載)

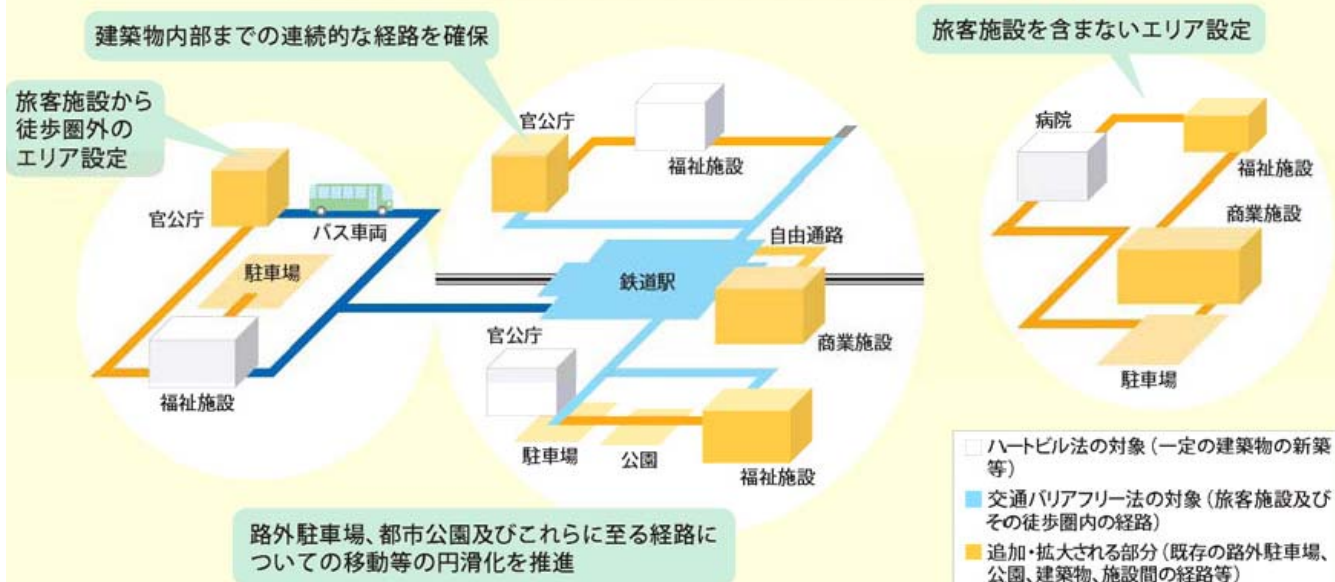
5:①4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項

②自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項

③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(ソフト施策(心のバリアフリー、情報提供、マナーの向上)、交通手段の充実(バス路線充実、コミュニティバス、介護タクシー等高齢者・障がい者等の重点整備地区への移動等の利便性、安全性を高める取り組み)、地域特性に応じた施策、基本構想作成後の実施状況の把握方法等 など)

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



3. 現況の把握

1) 橿原市の概況

橿原市は、橿原古墳から縄文時代の土器等が出土するなど、何千年前という古くからの歴史を脈々と今に伝え続けるまちです。わが国最初の本格的な都である藤原京が建設され、近世には、中南和地方の商業・金融の町として発展しました。

奈良県のほぼ中央に位置し、国の名勝に指定された大和三山をはじめ、大和川水系の川が緑豊かな街を形成しています。

市内には京都、大阪、名古屋方面の結節点となる近鉄大和八木駅が立地するなど、13もの駅を有しています。また、京奈和自動車道、国道24号大和高田バイパス、中和幹線といった広域幹線道路網も整備され、交通の要衝となっています。

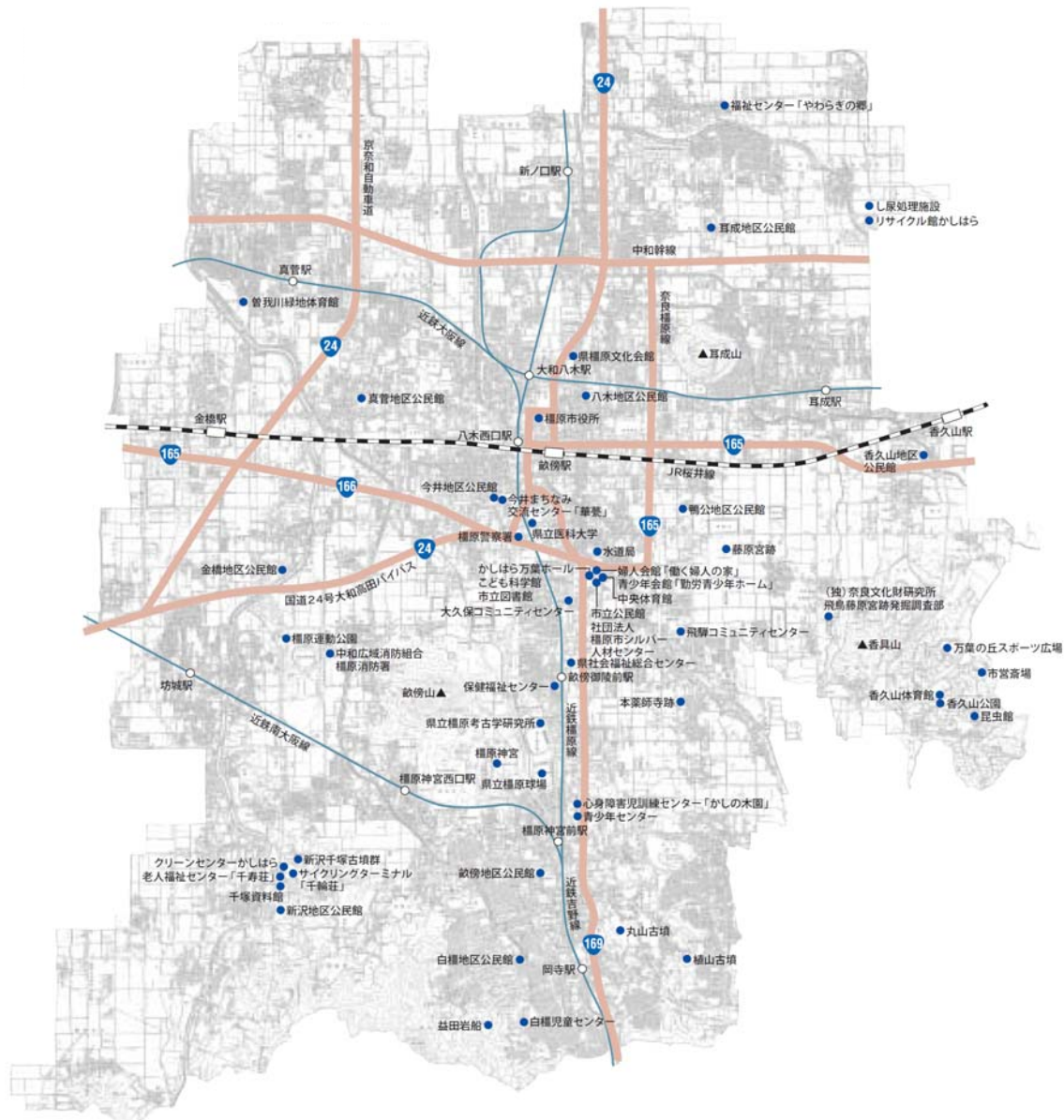


図 橿原市の概況

出典：市勢要覧

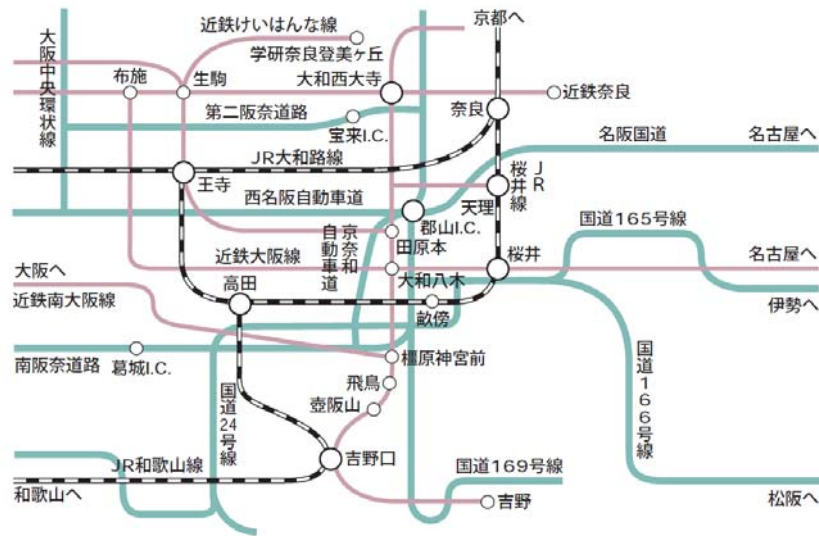


図 檀原市の鉄道網

出典：市勢要覧

2)人口動向

檀原市の人口は、約 12 万 7 千人（平成 17 年国勢調査）となっており、平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年には微減に転じました。今後大きく減少傾向に転じると予測されています。

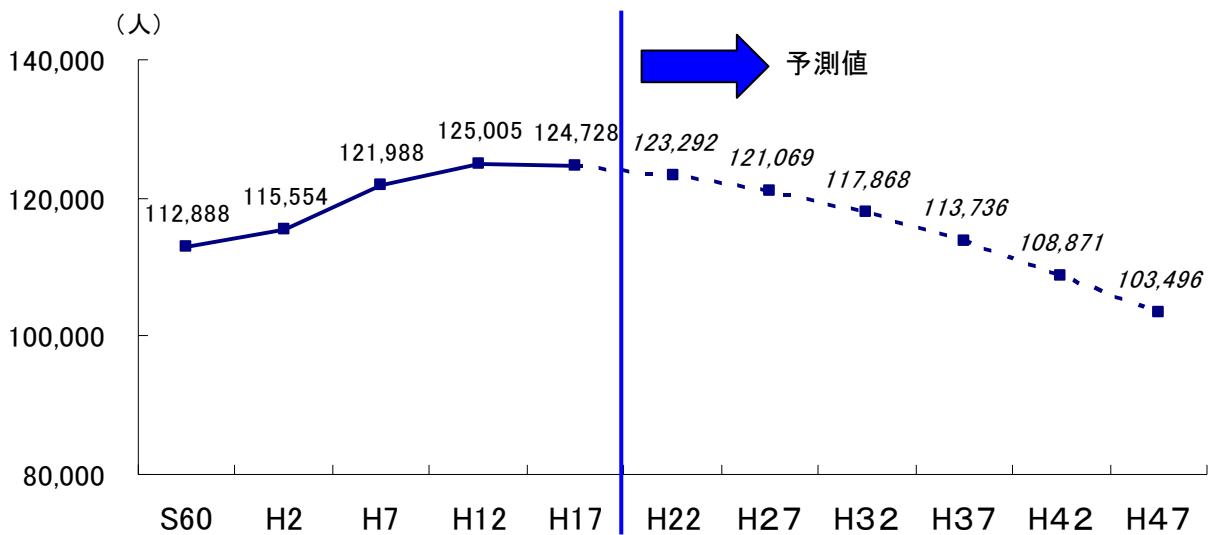


図 檀原市の総人口の推移と予測

出典：S60～H17（実績値）：国勢調査

H17～（予測値）『日本の市区町村別将来推計人口』（平成 20 年 12 月推計）国立社会保障・人口問題研究所

また、全国値ほどではないものの、少子・高齢化の傾向も大きく、特に近年の後期高齢者（75歳以上）の割合の増加は顕著になっており、今後大きくその傾向が強まると予測されています。

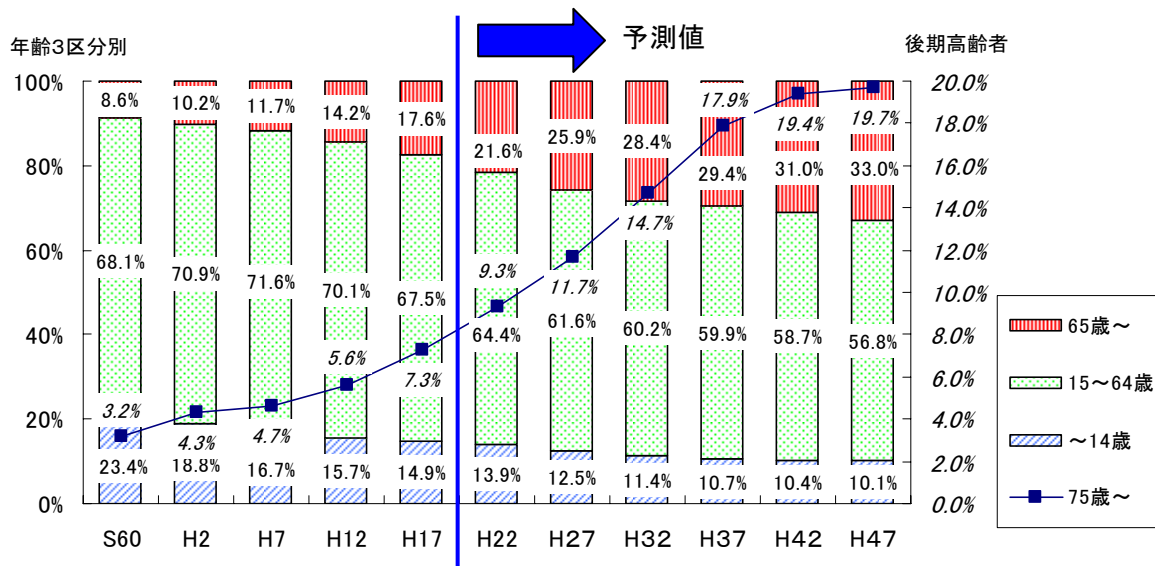


図 檀原市の年齢別人口の推移

表 参考) 全国の数値

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
～14歳	13.8	13.0	11.8	10.8	10.0	9.7	9.5
15～64歳	66.1	63.9	61.2	60.0	59.5	58.5	56.8
65歳～	20.2	23.1	26.9	29.2	30.5	31.8	33.7
75歳～	9.1	11.2	13.1	15.3	18.2	19.7	20.2

出典：S60～H17（実績値）：国勢調査

H17～（予測値）『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）国立社会保障・人口問題研究所

3)障がい者数

身体障がい者手帳交付者数の推移をみると、近年増加を続けており、特に内部障がい、肢体不自由者の増加が顕著になっています。

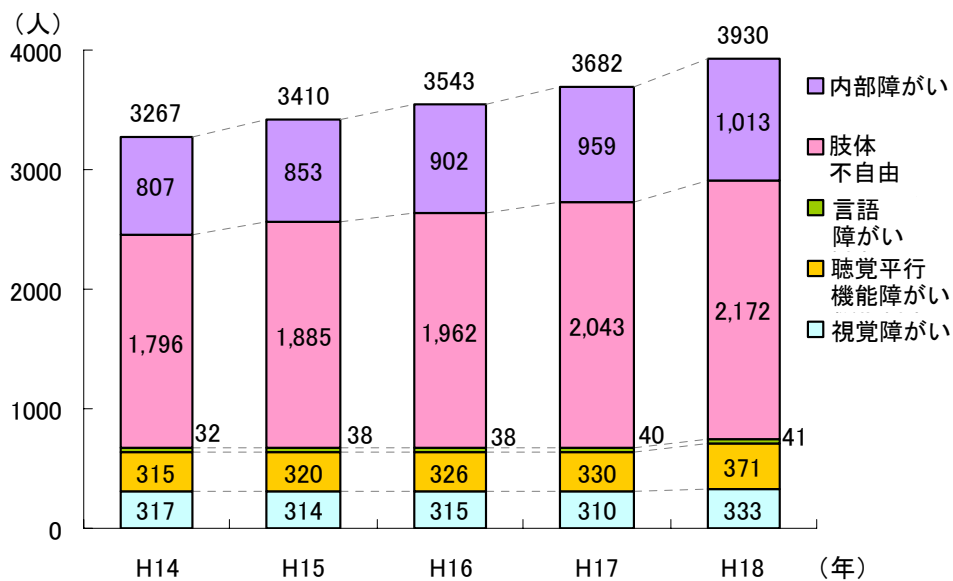


図 檀原市の身体障がい者手帳交付者数の推移

出典：檀原市健康福祉部 在宅支援課

4) 鉄道駅及び周辺施設分布の状況

橿原市内の鉄道駅及び周辺施設の分布状況は以下の通りとなっています。

表 鉄道駅及び周辺施設の分布状況

西日本旅客鉄道株式会社

駅名	路線バス 発車台数	乗降客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	半径500m圏の主要な施設
				改札外	改札内		
畝傍駅	—	862	地上改札 地上ホーム (無人駅)	段差有り (10cm以上)	階段のみ	車いす等無 (男女共用)	市役所、今井町、奈良県立 医大、奈良県立医大病院、 平成記念病院、平尾病院、 橿原郵便局
香久山駅	—	372	地上改札 地上ホーム (無人駅)	高低差なし	階段のみ	車いす等無 (男女共用)	コーナン
金橋駅	—	660	橋上(盛土)改札 橋上(盛土)ホーム (無人駅)	階段のみ	高低差なし	車いす等無 (男女共用)	イオンモール

近畿日本鉄道株式会社

駅名	路線バス 発車台数	乗降客数 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	半径500m圏の主要施設
				改札外	改札内		
真菅駅	—	5,092	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす オストメイト 乳児用ベッド	曾我川緑地体育館
近鉄大和八木駅 (八木西口駅 を含む)	平日:178台 休日:165台	37,646	橿原線 地上改札 地上ホーム (跨線橋有)	スロープ有	エレベーター 有(11人乗)	車いす	市役所、橿原文化会館、近 鉄百貨店、今井町、平尾病 院、橿原郵便局
近鉄八木西口駅 (大和八木駅 を含む)			大阪線 地上改札 橋上ホーム		階段・エスカ レーターのみ		
耳成駅	—	4,374	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす等無 乳児用ベッド	
新ノ口駅	—	4,578	地下改札 地上ホーム	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	車いす オストメイト 乳児用ベッド	MOVIX橿原、運転免許セ ンター
畝傍御陵前駅	—	3,762	地下改札 地上ホーム	エレベーター 有(11人乗)	エレベーター 有(11人乗)	車いす	県社会福祉センター、市保 険福祉センター、県市町村 会館、橿原神宮、橿原公 苑、県考古学研博物館
坊城駅	—	3,556	地下改札 地上ホーム	階段のみ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす	
橿原神宮西口	—	2,048	地下改札 地上ホーム	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	改札内外共有 型エレベーター 有(11人乗)	車いす	橿原神宮
橿原神宮前駅	平日:233台 休日:211台	22,528	橿原線 地上改札 地上ホーム	高低差なし	スロープ有	車いす オストメイト (簡易便房有)	商工会議所、橿原神宮、橿 原公苑、橿原ロイヤルホテ ル
			南大阪線 地下改札 地上改札 地上ホーム		エレベーター 有(11人乗)		
岡寺駅	平日:48台 休日:42台	2,238	地下改札 地上ホーム	地下-地上 スロープ	ホーム-地上 (外)スロープ インターフォン対応	車いす等無	

※ は、乗降客が5,000人/年以上の駅(平成19年度版 橿原市統計書より)

※ は、バリアフリー上の課題を有する主要な設備

※ は、主要な施設の立地が多い

5)バスのバリアフリー化状況

バリアフリー化されたバスの導入状況は、以下の通りです。奈良県の状況は、ワンステップバスは全国値を上回っていますが、ノンステップバス、リフト付バスの導入は大きく下回っています。近畿地方では、京都府や兵庫県等におけるノンステップバスの割合が、全国値を大きく上回っています。

表 バスのバリアフリー化状況

	リフト付バス(乗合)	ワンステップバス	ノンステップバス
奈良県(台)	3	149	56
人口比(台/1万人)	0.02	1.05	0.39
滋賀県	21	61	86
人口比(台/1万人)	0.15	0.44	0.62
京都府	30	137	529
人口比(台/1万人)	0.11	0.52	2.00
大阪府	115	777	847
人口比(台/1万人)	0.13	0.88	0.96
兵庫県	24	459	595
人口比(台/1万人)	0.04	0.82	1.06
和歌山県	8	22	61
人口比(台/1万人)	0.08	0.21	0.59
全国	813	10,559	10,549
人口比(台/1万人)	0.06	0.83	0.83

※人口比は「人口1万人に対する台数」

- ・平成19年3月末現在(社団法人バス協会会員事業者保有台数)
- ・人口は、平成17年国勢調査値を用いている

出典：2007年版日本のバス事業(社団法人 日本バス協会)

また、バスの利便性向上に向け、バスがどこを走っているかなどの情報を提供する「バスロケーションシステム」の導入が全国で進んできています。奈良交通でも、バス停における情報発信、インターネットでの情報提供が行われています。

なお、橿原市内では、「バスロケーションシステム」は見られません。

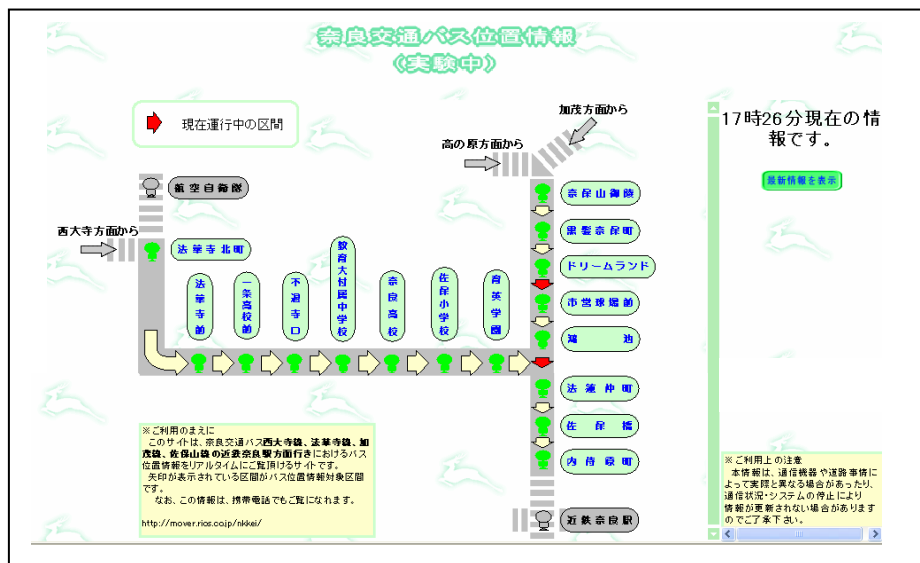


図 奈良交通ホームページ上で公開されているバスの位置情報(実験)

4. 上位関連計画の把握

1) 上位・関連計画の概要

橿原市第3次総合計画 基本構想(平成20年)	
将来像・理念	<p>【まちづくりの理念】人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら</p> <p>【将来像】歴史・文化と人がつくる交流都市</p>
歩行者空間等に関する記述	<p>【福祉と健康づくりで明るいまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が自立した生活をおくるための支援や安全対策 ・ 高齢者がさまざまな場に参加し、交流することのできる環境 ・ 保健・医療と福祉の施策が連携したきめ細かな対応 ○障がい者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の自立支援の意識を醸成するための取り組み、企業の理解と協力 ・ 障がい福祉サービスが身近に安心して利用できる体制 <p>【快適な生活を育むまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○快適な生活基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性が高く、快適に通行できる道路及び歩道の整備と管理

橿原市都市計画マスタープラン(平成21年3月)	
将来像・理念	<p>【都市づくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県の中核的な拠点都市の一翼を担う都市づくり ・ 歴史文化と自然を活かした交流と魅力あふれる都市づくり ・ 市民が安全に安心して暮らすことのできる人にやさしい都市づくり <p>【都市づくりの基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政が手を携えて進める、きめ細かく、効率的な都市づくり
歩行者空間等に関する記述	<p>【道路・交通体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もがどこへでも移動できる交通体系の確立 ・ 誰もが快適にまちに出て活発な都市活動ができる生活交通の利便性の向上 ・ まちを歩きたくなる道路空間の形成 ・ 各鉄道駅周辺において交通広場の整備、機能充実や周辺道路の整備、バリアフリー化等 ・ 民間と公共の連携による駐車場・駐輪場の整備・検討 <p>【歩行者ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者空間の整備 ・ 歴史・自然環境にふれあう歩行者ネットワークの整備 <p>【安全・安心のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、医療サービスと連携した利用しやすい交通基盤の整備 ・ まちなかのユニバーサルデザイン化の推進・促進

橿原市地域福祉推進計画(平成16年)	
将来像・理念	<p>【基本理念】みんなでつくる 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の尊重 ・ 共に生きるまちづくり ・ すべての住民の自立と参加から住民自治の形成へ ・ 男女共同参画社会の実現 ・ 歴史に学ぶ新しい福祉文化の創造

橿原市障害者福祉基本計画(平成 19 年)

将来像・ 理念	<p>【計画の基本理念】 障がいのある人もない人も だれもが いきいきと共に暮らせる 住みよいまち、かしはら</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある人の人権尊重と市民の相互理解の浸透・ 役割といきがいを持って参加・活動できる地域社会づくり・ 主体的な選択・決定に向けた支援体制づくり・ 安心して快適に暮らせる生活環境づくり <p>【重点課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域での交流・仲間づくりのできる身近な場づくり・ 障がいの違いにかかわらず気軽に利用できる相談拠点の設置・ 自立した生活を支援するサービス提供・ 在宅生活を支援する体制の充実
------------	--

橿原市景観形成ガイドライン(平成 14 年)

将来像・ 理念	<p>【基本テーマ】長い歴史を現代に受け継ぐ風景づくり</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 歴史都市としての個性ある景観形成を進める・ 都市の顔としての景観を形成する・ 自然・田園の風景を保全形成する・ 身近な生活環境の景観を保全形成する・ 景観づくりに関する市民意識の向上を図る・ 総合的なまちづくりとしての景観形成の推進を図る
------------	--

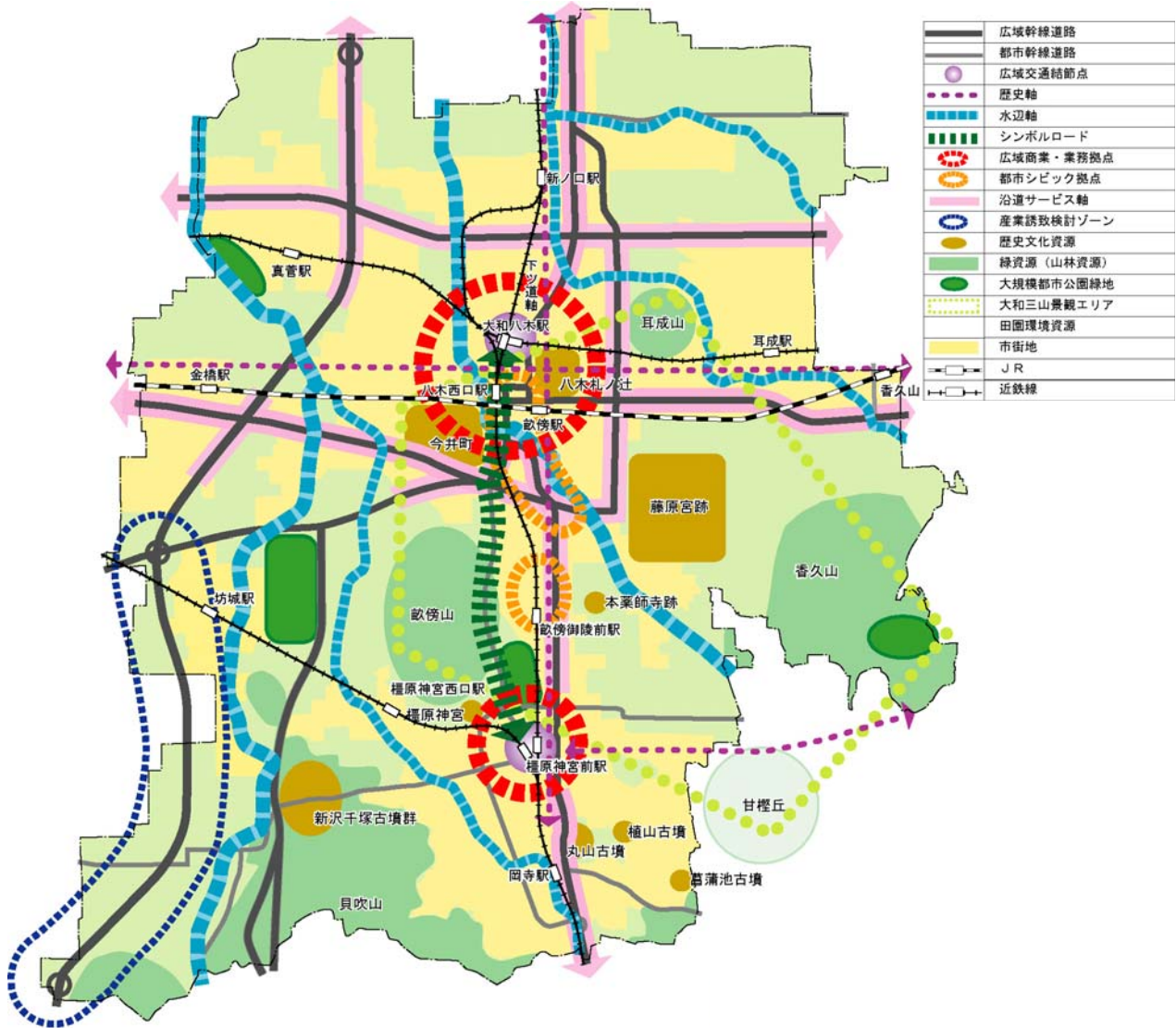
奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月公布)

将来像・ 理念	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進して、県民の増進に資することを目的としています。 <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住みよい福祉のまちづくりは、すべての人々が個人として尊重され、等しく社会に参加できることを基本として、障がい者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意志で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指して行います。
------------	--

2)上位・関連計画の整理

<p>将来像 ・理念</p>	<p>【市全体の方針】 人、歴史、自然、交流、拠点都市などがキーワードになっている。 ・人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら（総合計画） ・歴史・文化と人がつくる交流都市（総合計画） ・本県の中核的な拠点都市の一翼を担う都市づくり（都市計画マスタープラン） ・歴史文化と自然を活かした交流と魅力あふれる都市づくり（都市計画マスタープラン）</p> <p>【福祉等に係る方針】 すべての人の住みよさ、心の豊かさなどがキーワードになっている。 ・みんなでつくる 健やかで安心して心豊かに暮らせるまち（地域福祉推進計画） ・障がいのある人もない人も だれもが いきいきと共に暮らせる 住みよいまち、かしはら（障害者福祉基本計画、障害者福祉計画）</p>
<p>地区の 位置づ け等</p>	<p>【近鉄大和八木駅周辺】 ・広域交通の結節点である近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺は、公共交通の拠点として位置付けられている。（総合計画、都市計画マスタープラン） ・近鉄大和八木駅周辺、八木西口駅周辺等は、市の中心、中南和の玄関口等として、商業業務・サービス機能等を担う地区に位置付けられている。（総合計画、都市計画マスタープラン、みち再生事業計画、都市再生整備計画）</p> <p>【今井町周辺等】 ・今井町周辺等は、歴史・文化の拠点として、景観の維持、学習、交流の場等の機能を担う地区に位置付けられている。（総合計画、都市計画マスタープラン、景観形成ガイドライン、都市再生整備計画）</p> <p>【市役所周辺等】 ・市役所からかしはら万葉ホール等の地区は、公共施設が立地する拠点として位置付けられている。（都市計画マスタープラン）</p>
<p>歩行者 空間等 に関する記述</p>	<p>【歩行者空間】 ・駅から主要な公共公益施設等への安全で安心な歩行者ネットワークの形成 ・未整備都市計画道路の整備による歩道環境の充実、駅周辺等のバリアフリー化 ・駅、歴史文化資源間などを結ぶ歩行者ネットワークの確保（古墳・史跡・歴史的町並みを体系的に連絡する歩道、サイクリング道路等の整備） ・わかりやすい案内板やサインの設置による市民及び来訪者の歩行・回遊環境の整備</p> <p>【公共交通網】 ・各鉄道駅周辺における交通広場の整備、周辺道路の整備、バリアフリー化 ・近鉄大和八木駅における公共交通ターミナルとしての改善要請（エレベータの設置等によるバリアフリー化） ・利用者のニーズに対応したコミュニティバス改善、低床バスの導入</p> <p>【駐車場・駐輪場】 ・（近鉄大和八木駅周辺）民間と公共の連携による駐車場・駐輪場の整備 ・（主要な史跡、町並みの周辺）駐車場・駐輪場の整備検討 ・駐車場需要の高い地区における駐車場案内システムの導入検討</p> <p>【建築物】 ・不特定かつ多数の人が利用する一定の建築物（公共施設・民間施設）に対するバリアフリー化の推進</p> <p>【公園等】 ・園路の勾配の改善等公園環境のバリアフリー化の推進</p> <p>【その他】 ・公共施設や民間集客施設、鉄道駅等におけるサインの基準、バリアフリー基準の見直しの検討、ユニバーサルデザイン化の推進 など</p>

橿原市内のまちづくりの考え方では、駅周辺や市役所周辺を、“拠点”として位置付けています。また、近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺は“広域交通結節点”と位置付けられています。



- 広域交通結節点** 近鉄大和八木駅及び橿原神宮前駅周辺地区は、公共交通利用の拠点として、全ての人が利用しやすい交通結節機能の強化及びバリアフリー化を図ります。
- 広域・商業業務拠点** 近鉄大和八木駅、八木西口駅及び畝傍駅を一体とした地区（中心核）と橿原神宮前駅周辺地区（サブ核）は、高次の商業・業務や各種サービス機能を担う拠点として、基盤整備と連動した土地の高度利用を推進し、既存の商業・サービス機能の再編・活性化と、賑わいと交流あふれる広域拠点づくりを図ります。
- 都市シビック拠点** 市役所周辺からかしはら万葉ホールにかけての行政・医療・文化等の公共公益施設が集積する地域や畝傍御陵前駅周辺の公共公益施設が集積する地域は、中心核や今井町との一体的な利用に留意した、魅力ある歩行者回遊空間の形成を図ります。

図 将来都市構造図（都市計画マスタープラン）